

令和6年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第17号）						
招 集 年 月 日	令和7年1月17日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年1月17日 午前10時49分			議 長	小見田 和行
	散 会	令和7年1月17日 午前11時22分			議 長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	○
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	2番 加 藤 弘 3番 小 谷 節 雄					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教育長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	林 敬 一	○
	総 務 課 長	山 内 悟	○	農 林 振 興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	建 設 課 長	酒 井 裕 次	○
	デジタル 政策審議監	長 沼 宏 季	○	上 下 水 道 課 長	鬼 塚 拓 夫	○
	企画政策課長	沖 松 勝 彦	○			
	生 活 福 祉 課 長	養 田 輝 幸	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第 17 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第 39 号 令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 7 号）について
 - 日程第 3 議案第 40 号 令和 6 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 日程第 4 発言取消申出書について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第 39 号 令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 7 号）について
 - 日程第 3 議案第 40 号 令和 6 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 日程第 4 発言取消申出書について
-

午前 10 時 49 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますので、令和 6 年度あさぎり町議会第 8 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定によって 2 番加藤弘議員、3 番小谷節雄議員を指名します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 2、議案第 39 号令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算第 7 号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。（議長。）町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 39 号令和 6 年度あさぎり町一般会計補正予算第 7 号について提案致します。令和 6 年度あさぎり町の一般会計補正予算第 7 号は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5 4 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 5 億 1, 1 7 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） 議案第 39 号について御説明申し上げます。2 ページの続きを読み上げます。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は第 2 表繰越明許費補正による。第 3 条 地方債の変更は第 3 表 地方債補正による。5 ページをお願いします。第 2 表 繰越明許費です。記載する 6 事業につきまして翌年度への繰越しを追加でお願いするとともに、1 事業につきまして総額の変更をお願いするものです。詳細は担当課より説明いたします。次のページをお願いします。第 3 表 地方債補正です。記載する 2 事業につきまして、限度額の補正をお願いするものです。その他詳細につきましては、担当課より歳入の説明の

際に説明致します。次に9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1 地方交付税の普通交付税の増額につきましては、今回の補正の財源調整によるものでございます。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟 君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。5ページをお願いします。繰越明許費補正でございます。追加で番号5 款8 項1 の雨庭整備事業につきましては、入札を昨年11月に行いましたが不調となり、2回目の入札を12月に行いましたがこれも不調となりました。今後は随意契約により工事施工の予定でございますが、年度内の竣工が見込めないため翌年度へ繰越しを行うものでございます。総額は記載の通りです。次に給与費明細を説明申し上げます。12ページをお願いいたします。今回は特別職の補正はございません。次に一般職の給与費について説明致します。次の13ページをお願い致します。一般職で会計年度任用職員以外の職員分では職員手当としまして、生活福祉課所管事業の時間外手当の増額となります。次に14ページをお願い致します。ここでは、今回の補正の増減額の明細を事由別に示すものであり、今回の給与費の補正の事由は、職員手当におきましてその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分についての説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは企画政策課所管分について御説明申し上げます。歳入です。9ページをお願い致します。2枠目の目1 の総務費国庫補助金 節4 の地方創生臨時交付金は、生活福祉課で計上しております物価高騰対策の低所得世帯給付金分と農林振興課で計上しております施設園芸燃油価格高騰対策支援金分の財源を受け入れるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 蓑田生活福祉課課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸 君） はい。それでは、生活福祉課所管分の補正予算について説明を致します。5ページをお願い致します。繰越明許費補正でございますが、生活福祉課所管分としては、追加番号1番となります。事業名 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業となります。年度内の事業完了が見込めないため、繰越しを行うものでございます。10ページをお願い致します。歳出でございます。1枠目、目8 低所得世帯支援事業費でございますが、令和6年度個人住民税均等割非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付とその非課税世帯に扶養されます児童1人当たり2万円を給付する事業でございます。補正予算としましては、職員の時間外手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、口座への振込手数料、電算システムの改修委託料と給付金としまして非課税世帯1,912世帯分と対象児童198人分の給付金を計上しております。総額6,603万9,000円の補正予算となります。以上、説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明申し上げます。5ページになります。第2表 繰越明許費の補正につきましては、番号の6 林道施設災害復旧事業になります。昨年8月の台風10号により被災したものについて2月の発注を予定しておりますが、年度内の完了を見込めないため繰越しをお願いするものです。次に9ページをお願いい

たします。歳入になります。2段目の枠 目9 災害復旧費補助金 節1 農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、林道4か所分の補助金を受け入れるものになります。次に3段目の枠 目8 災害復旧債 節1 農林水産施設災害復旧事業債は、林道施設災害復旧事業における補助裏分ということになります。次のページをお願い致します。歳出になります。2段目の目4 農業振興費 節1 8 負担金補助及び交付金の施設園芸燃油高騰対策支援金は、世界情勢や円安に起因する原油価格高騰の影響、また激変緩和措置補助金の縮小で冬場の施設園芸を営む農業者に対し、経営の継続を支援することを目的として支援を行うものです。次のページをお願い致します。2段目の目2 林業施設災害復旧費 節1 4 工事請負費は3路線4か所分の事業費となります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、建設課所管分につきまして説明致します。今回の補正につきましては、国の補正予算によりまして道路におきます補助事業の配分があったものについて補正を行うものでございます。5ページをお願いします。1枠目の繰越明許費の追加でございますが、番号2番の舗装補修事業、3番の法面改良事業、4番の自転車道整備事業につきまして今回追加とすることで、事業期間が確保出来ないことから繰越しとするものでございます。2枠目の繰越明許費の変更でございますが、歩道整備事業につきまして追加事業分を同様に繰り越すために増額とするものでございます。9ページをお願いします。歳入でございますが、2枠目の目6 土木費国庫補助金 節2 道路橋りょう費補助金につきましては、道路事業で配分がありました額を増額するものでございます。3枠目の目5 土木債 節1 道路橋りょう債につきましては、追加分の道路事業費の財源としまして補正予算債を借り入れるものとなります。次の10ページをお願いします。歳出でございますが、3枠目の目2 道路維持費 節1 4 工事請負費につきましては、舗装補修、法面改良、自転車道整備の追加分を増額とするものです。目4 道路改良費 節1 4 工事請負費につきましては、通学路の安全対策としまして歩道整備などを追加分として増額するものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは、教育課所管分について御説明いたします。11ページをお願いします。1枠目の目3 教育振興費 節1 3 使用料及び賃借料 説明欄のソフトウェア使用料につきましては、パソコン教室用パソコンのウイルスバスターの5年の契約期間が本年1月末で終了することに伴い、1年更新分として小・中学校6校分を計上するものでございます。教育課所管分は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） ページは、6ページです。建設課のほうで道路整備事業に係る地方債、補正予算債という御説明がありました。これについての充当率と交付税での措置の割合といますか。それから2番目の災害復旧についてはこれは現年災害復旧というふうにみなして地方債についても現年災の適用ということによろしいのか、2点お尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） はい、伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） はい、1点目の補正予算債の充当率と交付税措置率についてお答え致します。補正予算債につきましては充当率が100%、交付税措置率が50%となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい、伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子 さん） すいません失礼しました。2番目の林業施設災害復旧事業につきましては、災害復旧事業債を充当しておりまして、こちらにつきましては、充当率が90%で交付税措置率は95%となっております。大変失礼しました。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい。現年度分として充当を予算計上をしているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、5番です。教育課にお尋ね致します。今回ウイルスバスターの更新ということでございますが、当初5年間は更新をしなくてよかったのかどうか。これは更新が毎年しなければいけないのかどうかについてお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） はい。パソコン教室のパソコンにつきましては、令和元年度に購入をしております、それから5か年間。5年間の5年間の契約ですね、契約でウイルスバスターでセキュリティーの確保を行っておったものでございます。一応この今回その契約期間が期限がまいりますので、今後は1年毎に更新を行っていくということで計画をしているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。今後その1年毎ということでございますが特段の理由とかはあるのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 林課長。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。パソコン自体ですね、5年を経過しているということ。そのパソコン自体本体の更新のほうもですね、今後どのように更新していくのか、これから検討していかなければならないところでございます。そのような中で一旦その契約5年などの契約が契約がまいりますとですね、大体もう1年ごとの更新ということで状況を見ながら契約をしていくということで予定をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、今回の補正予算の中で臨時地方創生交付金ですか、経済対策あるいは生活困窮者の皆さん方への支援というのを主なメニューと思いますが。いろいろここ何回かこれまでの経緯とか検討内容等もお聞きをしてきたと説明を受けてきたところでございますが、一部新年度予算へも振り向けられてるといえるのか、要するにタイミング・時期の問題等はそういうことのようにございますが、今回も国の財政支援以外でも町の持ち出しも多少含めての対応というようなことで私理解させて頂きましたが、今後ですね、まだ今回のいろんな議論検討の中でひとまず先送りじゃないけど予算編成上の時期あるいは技術的な問題で先送り、先送りと申しますか今回の補正に上がってないようなことも含めて、まだ今後あの次の二の矢というかそう

いうことを考えておられる。そういった余地が今あるのかどうか今回の検討の中でですね。その議論の経緯の中でそういうことがあるのかどうかちょっと1点をお尋ねしたいと思います。それともう1点でございますが、仕方ないと言えば仕方ないんですけども、繰越明許はこの時期いろいろ出てまいります。これは国の予算措置等もございますのでそれはもう十分理解できるんですが、それぞれの担当課の中でですね、要するに業務量の平準化というか年間通してですね、うまくそのその付近のバランス取れているのか。以前は単年度予算の中で年度末に集中して年度初めが事業が悪化が云々というなことありましたけど、今はもうこういった状況でよしあしは別としてですね、非常に繰越等々が出てきてる中で、それで主に農林あるいは建設課、下水道課等々がそういう体制で他の部署ももちろんあると思いますが、それぞれの担当される中で事業量の平準化、うまくやっていていけるのかどうかというか、やらざるを得ないという状況かと思いますが、その付近の負担感と申しますかね、その件についてももし何かありましたらですねお尋ねしたいと思います。これはもう言っても仕方ないという部分があるのは重々承知しておりますが、その点よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま小谷議員からですね御質問を頂きました今回の経済対策といいますか、重点支援地方交付金に絡む検討状況ということで、先ほども全協の中でも御説明をしておりますが一部県の予算と連携して町の補正予算を計上するような事業等もありますのでその辺の情報収集をしながらですね、町民の皆様方に恩恵がスピーディーに行き渡るような予算化等を検討してまいりたいということで考えております。その他、企画政策課所管以外の事業等も県のほうで予算化されるような情報がありましたら、そういったのも併せて町のほうで課長会等で検討しながらですね、適した時期といいますかタイミングで予算化を図っていききたいというふうに思っているところでございます。今情報がまだまだ十分町のほうにもおりてきておりませんので、その辺は今後情報収集に努めて、予算計上等お願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） はい、酒井課長。

●建設課長（酒井 裕次 君） はい、繰越事業に関しまして、事業量あるいは事務に関しての御質問だと思いますが、今回道路に関しまして計上しましたのが令和7年度に計画している事業についての一部の予算について前倒しで頂くということでございますので、計画的にはですね、来年度考えていた事業の範囲内ということだと思っております。事務に関しましてはですね、やはり単年度で終わるような予算の管理方法がですね1番いいのかなと思います。どうしても繰越事業を抱えますとそれに伴います承認だとか手続、あるいは現年度分とですねあわせて繰越し分の予算ということで二重で管理する必要がございますので、そういう意味では事務上についてはですね負担は出てくるかと思っております。ただし先ほどありましたように事業の平準化という部分に関しまして申せばですね、おっしゃるように場合によっては年度末発注も可能でありますし、年度当初からのすぐ発注も可能ということで、事業を進める上では平準化には、一部は担っているのかなというふうに感じております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎 君） はい、農林振興部署で申し上げますとそうですね近年は平地の災害復旧というよりも、山地における災害が多く、それからその被害の状況についてもですね、甚大なものが多ございます。今の時期の予算計上それから繰越しというようなところで、これについては国庫補助事業の関係でですね、査定を受けた後の予算措置ということになりますのでこれにつきましては致し方ない部分があると思っています。ただ、農地のほうの担当がですねおりますが、そちらについては災害復旧は幸いにも平地の部分では出ておりませんので、しかしながら一方ではですね、鍋塚放水路とか多額の事業費を伴う事業をやっておりますのでそことの連携をしながらですね、年中忙しいのは忙しいんですが、頑張っていていただいているというような状況であります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。1点目のほうちょっと確認です。現時点では、さっきの全協で御説明頂いた新年度予算へ計上予定という以外は、具体的な案というかそういうのは現時点では積み残しというか計上してない部分で残ってる分ってのは、現時点ではないということで理解してよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松企画政策課長。

●企画政策課長（沖松 勝彦 君） はい。大変失礼いたしました。今検討している事業メニューとしましては、県のほうでも計画をされております、案も検討されておりますL Pガスの価格高騰に対する支援事業メニューやあと公共交通関係の例えば地元で走っておりますくま川鉄道。これについてもですね、燃油高騰の影響を受けてる事業所として10市町村で負担をする形になろうかと思いますが、その辺も今後出てくるものというふうに理解をしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第40号令和6年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第40号令和6年度あさぎり町水道事業会計補正予算第3号について提案いたします。第1条 令和6年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 鬼塚上下水道課課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫 君） はい。それでは、議案第40号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条 予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,710万3,000円は過年度分損益勘定留保資金6,340万3,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,370万円で補填す

るものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款 資本的収入 補正前の額10億6,126万2,000円、補正額5,451万7,000円、計11億1,577万9,000円。支出 第1款 資本的支出 補正前の額11億5,608万2,000円、補正額5,680万円、計12億1,288万2,000円。3ページをお願いします。第3条 予算第6条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的 上水道事業 補正前の額7億8,000万円、補正額3,940万円、計8億1,940万円。詳細につきましては10ページをお願い致します。資本的収入及び支出の収入です。1目 企業債 節1企業債につきましては、支出で説明します工事請負費の財源として補正を行うものです。次の2目 国庫県補助金 節1国庫県補助金は、補助対象事業費の3分の1の金額を補正するものです。11ページをお願いします。支出になります。1目 配水設備整備費 節6工事請負費は、国からの予算前倒しにより来年度実施予定か所を今年度事業として実施することから補正を行うものとなります。ページ戻りまして6ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額5,169万4,000円、最下段の資金期末残高は6億8,976万1,000円となる見込みでございます。7ページをお願いします。このページから9ページにかけましては、令和6年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページ最下段の資産合計とただいま送りました9ページ最下段の負債資本合計はともに61億9,981万5,801円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、発言取消し申出書によるについてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました申出の通り、溝口議員から昨年12月11日一般質問においての発言についての発言の取消しが提出されましたのでこれを許可したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって申出書のとおり発言を取り消すことを許可することに決定しました。なお昨年12月13日に私議長の権限で留保しておりました当該議員の発言内容の調査後の措置宣告に関しましては、今回の申出書を尊重し、取消し部分の削除のみとすることをここに報告致します。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町議会第8回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午前11時22分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月3日

議 長 小見田 和行

署名議員 加藤 弘

署名議員 小谷 節雄